

会 議 録

会議の名称	平成28年度第1回東村山市入札等監視委員会		
開催日時	平成28年5月25日(水)午後6時30分～8時		
開催場所	東村山市役所本庁舎6階 602会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 藤原卓也委員長、山田務委員(職務代理)、河村文委員 (市事務局) 渡部市長、荒井副市長、東村総務部長、清水総務部次長、佐藤 契約課長、長谷川契約係長、中村主事、小山主事</p> <p>●欠席者： 臼井雅子委員</p>		
傍聴の可否	不可	傍聴不可 の場合は その理由	<p>①情報公開条例第6条の法人情報・行政運営情報・意思 形成過程情報の非公開情報に当たるため</p> <p>②会議を公開することにより、委員の率直な発言と意見 交換に支障が生じるなど、公正かつ円滑な議事運営が損 なわれるおそれがあるため</p>
会議次第	<p>1. 委嘱状交付</p> <p>2. 市長挨拶</p> <p>3. 事務局職員紹介</p> <p>4. 委員自己紹介</p> <p>5. 委員長選出及び委員長挨拶</p> <p>6. 職務代理の指名及び職務代理挨拶</p> <p>7. 議事</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>①平成27年度下半期工事契約実績等</p> <p>②契約約款の改正</p> <p>(2) 抽出案件審査</p> <p><u>案件1</u> 指名競争入札 ・久米川町一丁目地内排水管布設替え工事</p> <p><u>案件2</u> 随意契約 ・市道402号線1舗装工事</p> <p><u>案件3</u> 特命随意契約 ・中央公民館視聴覚室等修繕工事</p> <p>8. その他</p> <p>9. 閉会</p>		
問い合わせ先	<p>総務部契約課</p> <p>担当者名 小山</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線2322)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>		

会 議 経 過

1. 委嘱状交付
2. 市長挨拶
3. 事務局職員紹介
4. 委員自己紹介
5. 委員長選出及び委員長挨拶
 - ・藤原委員を選出
6. 職務代理の指名及び職務代理挨拶
 - ・山田委員を指名

◎市長他公務のため退席

7 議事

(1) 報告事項

①平成27年度下半期工事契約実績等

- ・入札方法別平成27年度下半期契約課扱い（工事総価）

指名競争入札 15件 - 単純平均落札率96.12%

随意契約 1件 - 単純平均落札率98.73%

特命随意契約 3件 - 単純平均落札率98.63%

年間全体 53件 - 単純平均落札率96.73%

- ・競争入札における工種別落札率の状況について

全体的に落札率は上昇傾向にあり、「建築」が工種で件数が多い。

②契約約款の改正について

平成27年度まで使用していた工事請負契約約款については、必要事項は定められてたが、中央建設業審議会が定める公共工事標準請負契約約款に比べ、具体性に欠けており、平成27年度まで使用している工事請負契約約款では、運用において紛れを生じさせるおそれがあり、今回改正を行うこととした。

主な改正点として、いずれも公共工事に適用するもので、「スライド条項」、「中間前払金」の導入となる。「スライド条項」は物価等の変動により契約金額が不適當になった場合の契約変更制度であり、「中間前金払」は工事途中において請負金額の一部を支払うものである。これら制度については、工事契約約款を改正し、平成28年4月1日以降の工事を対象に適用しているところである。

○スライド条項

1. 全体スライド

- ・対象 契約日から12か月が経過した工事で残工期が2か月以上あるもの。

・スライド額 残工期における設計額を見直し、当該期間の旧設計額と新設計額の増額分。ただし、残工事費の1.5%相当額は請負業者が負担

2. 単品スライド

・対象 工期内に燃料油、鋼材類の工事材料の価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適當になったと市が認めるもの。

・スライド額 価格が著しく変動した場合の増額分。ただし、対象工事費の1%を超える額は請負業者が負担

3. インフレスライド

・対象 工期内に急激なインフレーションを生じ、契約金額が不適當になったと市が認めるもの。ただし、基準日以降残工期が2か月以降あるものに限る。

・スライド額 残工期における設計額を見直し、当該期間の旧設計額と新設計額の増額分。ただし、残工事費の1%相当額は請負業者が負担

○中間前金払

・対象 契約金額が130万円以上の公共工事で、(1) 工期の2分の1を経過していること。(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。(3) 工事の出来高が契約金額の2分の1以上に達していること。が条件になる。

・中間前払金額 契約金額の2割以内、上限額3,000万円。なお、中間前払金の請求に当たっては、東日本建設業保証(株)の保証が必要

○主な質疑応答

・標準約款に沿った約款の改正ということだが、この時期に改正するのはなぜか。
→庁舎の耐震改修工事を今年度から取り組むことになり、3年に渡る長期の工事となる。その間に物価の変動が見込まれる事や、一度大きな災害があると、現行の工事の進捗に影響があることからスライド条項をとり入れた。中間前払金は、当市にはこの制度がなかったので、今回の改正のタイミングで導入した。大きな変更はこの2点である。あとは細かい条文について手直しし、この4月から提供している。

・スライド条項で物価の著しい変動とあるが、何か基準は設けられているのか。
→基準というのはなく、申出いただいて申請に応じる形になるので、情報収集し、申出の可否の判断を行いたい。

(2) 抽出案件

案件1 条件付き一般競争入札：久米川町一丁目地内排水管布設替え工事
(概要)

・既設浸透槽の負担軽減のため浸透トレンチを布設するための布設替え工事

(経過)

- ・平成28年2月9日に5者を指名 2月17日開札
- ・落札業者 ジェイ建設株式会社
- ・入札経過 2者辞退 3回目の入札後の随意契約交渉にて契約
- ・契約金額 2,721,600円(落札率100%)
- ・契約変更 労務単価改正による変更、支障物による浸透トレンチ管の埋設深さの変更及び、汚水取付管の布設変えに伴う金額変更。取付管布設替えに伴う工期延伸
- ・契約変更金額 3,088,800円

○主な質疑応答

- ・なぜ2月9日という年度末になって発注をしたのか。
→所管に確認したところ、まず下水道管なので雨の少ない時期に実施したいということで冬の時期に設定をしたいと考えていた。また、緊急に行わなければいけない工事があった場合、予算をそちらに充当したいと考えていたので、年度末になってしまったとのこと。
- ・契約変更を行っているが、労務単価の改定は仕方ないが、その他のものはなぜ契約変更を行ったのか。契約当初から予期できなかったものなのか。
→工事を行ってみて発見されたものになるので、当初のところでは予期できなかったものになる。下水管の浸透性を増すための簡単な工事であり、事前に綿密な調査をするまでに至らない工事だった。
- ・契約変更はできる限り行わないほうが良いので、時期の問題、単価の問題等を見なおし、対応する必要があるかと思う。
→担当所管と協議して検討していきたい。

案件2 随意契約：市道402号線1舗装工事

(概要)

市道の舗装工事

(プレキャスト街きょ工、路側工、街きょ用集水柵工、歩道止石工、車道舗装工、区画線設置工、街きょクラック補修工、透水性ILB歩道舗装工 他)

- ・平成27年11月10日入札説明書公表、11月24日に7者を指名(申し込み3者、4者追加指名) 12月9日開札 全者辞退のため不調
- ・地方自治法施行令167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を行うため12月24日3者による見積合せを行う。
- ・落札業者 東亜道路工業株式会社 多摩営業所
- ・契約金額 49,140,000円(落札率98.37%)
- ・契約変更 プレキャスト街きょ用集水柵工箇所の変更、交通誘導員の増員による契

約金額の変更

- ・契約変更金額 57,221,640円

○主な質疑応答

・再度入札公告を行わないというのは、年度内に行わないといけないからということだが、発注時期は適正だったかどうか。11月でないと発注できないものだったのか。

→本件については、年度当初に実施設計の委託を行い、その設計が9月ぐらいに完了し、それをもとに市の方で積算を行ったため、年度当初の段階で工事の発注が出来なかったため、時期が遅くなったという経緯がある。

・契約変更は誘導員の人数の増員というのは、業者からの申し出によるものか、それとも市から申し入れたのか。

→この道路が商店街だったのだが、当初は昼間のみの工事を予定していたが、商店会との協議のなか、夜間工事を行うことになり、交通誘導員を増員せざるを得なくなった。

・集水桝は工事の業者の申出によって行ったものですか。

→こちらは工事をやってみて、必要になったということで、当初予定していなかったが必要になり、追加したものである。

・札を入れないという事態になっているが、工事の難易度や工期からいって全然手が挙がらない業者を選ぶというのはどう考えるか。

→当初全く手が挙がらなかったわけではなく、3者からは申し込みがあった。当市の基準として、予定価格が3千万円から7千万円では、希望制指名競争入札となっている。共同格付けはCランクで、本来であれば北多摩地区で地域要件となっているが、時期的なことも考え、地域要件は所管と相談したうえで多摩地区に広げた経緯がある。北多摩地区で道路舗装工事のCランクは30者ぐらいになり、多摩地区で70者ほどいるということで、業者数も多いことから発注をかけたが、共同格付けのランクを上げるということまで行わなかった。

・事情もあるのかもしれないが、結果的には、業者側に難しいと判断されたわけだから、案件の出す時期や案件の難易度などを考えて、発注方法の検討をする必要があると感じた。

→今後検討させていただく。

案件3 特命随意契約：中央公民館視聴覚室等修繕工事

(概要)

中央公民館の視聴覚室のカーペット、リハーサル室の床等の施設内改修工事

・本改修工事は平成28年2月28日の完成記念式典までに工事を完了する必要があるが、工事期間が限られていた。当時施工中であったトイレ等改修工事においてカーペット張替え工事、壁張替工事を施工していた立花建設は、中央公民館の施設状況を熟知していること、工事資材、工事作業員等の手配を速やかに行う事が可能であったため、工事の類似性、各種調査の省略ができることから地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、特命随意契約を締結した。

- ・平成28年2月8日 資料配布、2月10日 見積書提出
- ・契約相手方 立花建設株式会社 多摩支店
- ・契約金額 2,719,440円（落札率100%）

○主な質疑応答

・緊急な話で入札等に必要な図面等作成する期間がなかったとのことだが、随意契約でも予定価格等算定するのに、図面等みて策定するのではないか。

→工事中の公民館であるため図面はあるが、この工事に関する積算するための図面の作成など、担当所管で作成するのが間に合わなかったため、できあがっている今の図面から行わざるを得ない状況だった。

・必要な図面が作成できないと言いながら、予定価格を設定して契約するのはどういうことなのか。

→事実上の積算というのは参考見積ということで業者から頂き、頂いた見積のなかで設計担当が積算し直した。オープンまで時間がなかったため立花建設がトイレ改修、イズミ・コンストラクションが耐震工事を行っていたので、その中でなんとか工事を手配してもらえないかと話をもちかけて見積をとった。見積をとって、ただちにやるという方法はあまりよろしくないとは考えているが、市民からも強い要望のあったものを当初はあきらめていたところ、なんとか工事を行う事ができた案件になる。

・トイレ等改修工事の設計変更ということは考えなかったのか。

→全く別の工事になるので、それはできないと考える。トイレ等というのは、トイレ改修とロビーのカーペット取替えの工事であり、もともとリハーサル室は対象に入っていなかったため、別の工事となる。契約変更というよりも純粹に別の案件となる。

・他の工事を契約しているのが5月くらいで、ある程度大きな工事を終わっている段階で準備できなかったのか。

→当初は視聴覚室は工事現場の控室に使用していた。全く工事する予定がない場所だったが、工事が終わって、いざ撤収してみると工事が必要ということになった。

・控室として使用していたから擦り切れてしまったということではないのか。

→それはない。

・優先順位として順番的にこちらをやられたということか。

→今回の中央公民館の工事はトイレ改修・ホール改修、その他補強として、柱に炭素繊維を巻いたり、ブレスを入れるなどが主なところだった。最後の最後でなんとか今回の案件の工事を行うということになった。

・今年に持ち越しているということではないのか。

→それはない。昨年度の2月にリニューアルオープンさせることができた。

・契約の根拠として、地方自治法施行令第167条第1項第6号とあるが、それは近くでやっていた人の方がコストが安く済むという事か。

→金額だけの問題ではなく、期間もあってこのような形になった。

8 その他

(事務局)

(1) 工事年間発注案件のホームページ上での公開について

工事年間発注案件について、今年度より市のホームページより閲覧できるよう公開している。

(2) 「本庁舎耐震補強等改修工事及び本庁舎設備老朽化等改修工事（電気及び空調設備・給排水設備）」について

本件は、平成24年度に実施した本庁舎における耐震診断の結果、震度6強以上の大地震では建物が被災する恐れがあるなど判明したため、本庁舎の耐震補強改修・電気・空調及び給排水設備等の改修工事を行うこととなった。

構成員数2社の共同企業体による条件付き一般競争入札として本庁舎耐震補強等改修工事・本庁舎設備老朽化等改修工事（電気設備・空調設備）について、3月29日公告し、本庁舎耐震工事は3共同体、電気設備は2共同体、空調設備は1共同体より申請があった。4月19日に指名し、本庁舎耐震工事は5月11日、電気・空調設備は5月13日に入開札を行ったところである。この3件については、議会議決案件となるので本年6月定例会に議案として提出し、議決後本契約となる予定である。また給排水設備工事については、単体発注の条件付き一般競争入札とすることから、4月19日公告し、5月10日に申請のあった3社、うち2社が市内業者で指名を行い、本日5月25日に入開札を行ったところである。これら4件の案件は次回の第2回入札等監視委員会での抽出対象案件となる予定である。

9 閉会